

2025年度 二宮町 保育所等利用のご案内

(保育所・認定こども園(保育認定)・地域型保育の入所用)



保育所等(保育所・認定こども園(保育認定)・地域型保育)とは…

保護者の就労・病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難なお子様に対し、保護者に代わって保育を行う施設です。したがって、家庭において保護者に保育ができない理由がなければ、利用(入所)することができません。

保育所・認定こども園(保育認定)・幼稚園・地域型保育を利用するには、子どものための教育・保育給付に係る「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。(保育所等申込の際に併せて申請いただきます)

認定区分	対象
1号認定(教育標準時間認定)	幼稚園等での教育を希望する満3歳以上就学前の子ども(認定こども園(教育標準時間認定)及び新制度移行幼稚園)
2号認定(保育認定)	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する満3歳以上就学前の子ども
3号認定(保育認定)	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する満3歳未満の子ども

保育所等の利用申込ができる方

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、家庭においてお子様の保育が困難な場合に、2号認定・3号認定を受けることにより、保育所・認定こども園(保育認定)・地域型保育の利用申込みができます。

保育の必要な事由

- ☐ 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)：就労時間が月 64 時間以上(標・短)
- ☐ 妊娠、出産(産前産後 8 週間)(標)
- ☐ 保護者の疾病、障がい(標・短)
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護(標・短)
- ☐ 災害復旧(標)
- ☐ 求職活動(起業準備を含む)《最大 90 日間》(短)
- ☐ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)(標・短)
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること(標)
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(短)
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
 - ※『同居親族』『保育の必要な事由』『就労時間』等を審査し、保育の必要性の高い方から優先して調整します。
 - ※家庭状況など、保育が必要な事情を聞き取りさせていただくことがあります。
 - ※事由を満たしても、保育所等の定員に余裕がない場合等により入所できないことがあります。

保育所・認定こども園（２号・３号認定）・地域型保育の入所までの流れ

①教育・保育給付認定兼保育利用の申し込みをしてください。



②申請者の希望・就労状況・家庭状況・保育所等の状況等を総合的に判断し、順次入所を決定します。

※入所が決定した場合は『利用(入所)承諾通知書』、利用できない場合は『保留通知』が届きます。



③入所が決定した場合、後日保育所等で面接を受けてください。

※保育所等の利用は、月単位での利用となり、入所日は毎月１日となります。

2025 年度申し込みの有効期限は、2026 年 3 月入園分までとなります。特定の保育所等のみを希望すると、その保育所等以外は選考しませんので、複数園希望することをお勧めします。

申込場所・申込期間

【申込場所】二宮町こども・健康部こども支援課こども支援班窓口（役場地下１階）

※二宮町外にお住まいの方が二宮町の保育所等の入所を希望する場合は５ページ目をご確認ください。

2025 年 4 月入所希望

一次選考：2024 年 10 月 15 日（火）～2024 年 11 月 15 日（金） 選考結果：2025 年 1 月下旬～2 月上旬

二次選考：2024 年 11 月 18 日（月）～2025 年 2 月 10 日（月） 選考結果：2025 年 2 月下旬

三次選考：2025 年 2 月 12 日（水）～2025 年 3 月 10 日（月） 選考結果：2025 年 3 月下旬

※受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土日祝日を除く）

※支障がない限り、一次選考期間中に申し込みください。（二次選考以降は、一次選考の結果を受けて保育所等に空きがあった場合の入所調整の意味合いが大きいため。）

※保育所等の受入枠が確保できた方には『内定通知』を、受入枠を確保できなかった方には『保留通知』が届きます。『内定通知』が届いた方は、保育所等で面接を受けていただくので保育所等からの連絡をお待ちください。

2025 年度途中の入所希望

入所を希望する月の前月 10 日（土日祝日の場合はその前の開庁日）まで

※選考結果等については、利用希望月の前月 20 日頃にご連絡します。

町外の保育所等を希望する場合

保育所等を管轄する市区町村ごとに申込期間が異なりますので、必ずご自身でご確認ください。

※他市区町村へ連絡する際は、二宮町在住であることを伝え、『申込の可否』『申込締切』『提出書類』を必ずご確認ください。自治体間で協議を行いますので、各市区町村の申込期日の 1 週間前を目安に、申請書類を二宮町にご提出ください。

【『保留通知』が届いた方へ】

- ・年度内においては毎月利用選考を実施します。（選考結果等については入所が決定した場合のみ連絡します。）
- ・保護者の就労状況や世帯状況の変更等、保育の必要な事由が申請時から変更となる場合は、利用調整に影響する場合がありますので、必ずこども支援課こども支援班まで届け出てください。
- ・利用を希望しなくなった場合は、必ず申請の取り下げ手続きを行ってください。

教育・保育給付認定

(1) 利用できる時間（保育の必要量）

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」「保育短時間」の2区分に分けて認定します。

保育標準時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大11時間まで利用可能

保育所等が定める『保育標準時間』の範囲での利用となります。

保育短時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大8時間まで利用可能

保育所等が定める『保育短時間』の範囲内での利用となります。

※設定時間の範囲を越えた分の保育利用については、別に延長保育料がかかります。

【保育短時間となる方】

- ・就労(就学)時間が月64時間以上120時間未満の方
- ・求職活動中の方
- ・育児休業取得中の方
- ・その他、保育の必要量が短時間と認められる方

※就労時間が月120時間に満たない場合でも、基本就労時間が保育短時間内で足りない場合は保育標準時間で認定できる場合がありますのでご相談ください。

(2) 教育・保育給付支給認定証の有効期間

◇2号認定…認定日～小学校就学前まで

◇3号認定…認定日～満3歳になる前日まで

※満3歳到達時には、町が認定変更を行うので2号認定への変更手続きは不要です。

【保育の必要性による有効期間】

◇妊娠・出産…出産前後8週を経過する日の翌日が属する月の月末

※妊娠・出産の資格要件で新規入所した場合、産後期間経過後に育児休業に切り替えての保育利用はできません。

※育児休業を取得せず復職する場合は、復職後の『就労証明書』を併せて提出してください。

◇求職活動 …入所後90日を経過する日の翌日が属する月の月末

※資格要件終了後は継続して保育利用できません。就労した場合等は速やかに『就労証明書』を提出してください。



提出書類

保育を必要とする事由等により提出していただく書類が異なります。下記を確認し個々の状況により必要書類を提出してください。

全員が提出する書類（申込児童 1 人につき 1 部提出）

- | | |
|---|------------|
| ①教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定用）兼保育利用申込書（保育児童台帳） | } A 3 両面様式 |
| ②保育所等利用理由調査票 | |
| ③世帯の状況調査票 | |
| ④児童の健康状態調査票 | |

全員が提示・提出する書類等

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
※マイナンバー（個人番号）の利用に伴い、窓口にて本人確認をさせていただきます。
- 保護者以外の代理人が手続きされる場合は委任状

保育の必要性によって提出する書類

区分	必要書類
就労（会社員・自営業・内職） ※内定を含む	○就労証明書（発行日から3か月以内のもの） ※自営業（親族経営等の自営含む）の方は、下記のいずれかの書類の写しも併せて提出 ・確定申告書、個人事業の開業届出書、営業許可書等（親族経営等の場合は下記書類でも可） ・源泉徴収票
妊娠・出産	○母子健康手帳の写し（交付日、分娩（出産）予定日の分かるページ）
疾病	○診断書又は医師の意見書 （就労や育児の困難な状況、治療の期間についての分かるもの）
障がい	○身体障害者手帳等の写し
親族の介護・看護	○利用・継続に関する申立書 ○介護・看護スケジュール予定表（任意書式） ○介護・看護を証明できる書類 （身体障害者手帳等の写し、診断書等）
災害復旧	○利用・継続に関する申立書 ○り災証明書
求職活動	○求職活動に係る申立書
就学	○在学証明書 ○カリキュラム等の写し

《注意事項》

- 提出書類を確認し、必要に応じて実態調査や追加書類の提出をお願いする場合があります。
- 保護者や雇用主に、電話や訪問等で記載内容を確認させていただく場合があります。
- 事実と異なる場合は、教育・保育給付認定や保育所利用申込を取り消す場合があります。



所定の様式は、役場窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください。



世帯の状況によって提出する書類

区分	必要書類
保護者が2024年1月2日以降に二宮町に転入された方、単身赴任等により二宮町に住民登録がない方（マイナンバーの利用に同意いただける場合は不要）	下記のいずれかの書類を提出 ○2024年度市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書の写し ○2024年度市町村民税納税通知書の写し ○2024年度市町村民税の（非）課税証明書 ※未申告の方は、市町村民税の申告が必要となります。 ※海外在住の場合は、勤務先等から発行される2023年の年間給与支払額や社会保険料相当額等の控除額が記載された書類が必要です。
生活保護を受けている方	○生活保護受給証明書の写し
ひとり親家庭の方	○児童扶養手当の証書又はひとり親医療証の写し ○お子様の健康保険証の写し
同一世帯に障がい者がいる方	○身体障害者手帳等 ○特別児童扶養手当の受給証明書の写し
就学前のきょうだいが幼稚園等（保育所等以外）へ入園している場合	○在園証明書（在園されている幼稚園等で発行）

申込等に伴う注意事項

（1）慣らし保育について

- ・ お子様が保育所等に慣れるまでの間（利用開始後おおむね10日）は、慣らし保育（短時間保育）となります。その期間を考慮して就労を開始するようお願いします。

（2）各保育所等の違いについて

- ・ 各保育所等で開所時間や保育年齢、特色、方針が違います。利用申込に当たっては、事前に見学をお勧めします。見学については、直接各保育所等へお問い合わせください。

（3）転園について

- ・ 原則、入所後に転園はできません。どうしても転園したい場合は、入所中の保育所等を退所したうえで、新規申込をしてください。（選考結果により、保育所等に入所できない場合があります。）
※きょうだいが違う保育所等に入所している場合は、きょうだいのどちらかが入所している保育所等に転園の申込をすることができます。ただし、現に保育を必要とする申込者（新規申込）の選考後、空きがあった場合に入所の選考を行います。

（4）翌年度以降の入所継続について

- ・ 入所後は、基本的に卒園まで継続して入所が可能です。（出産、病気、看護等を除く）
- ・ 年度を更新して入所を継続する場合は、現況届の手続き（就労状況の確認等）が必要となります。

（5）二宮町外にお住まいの方が二宮町の保育所等の入所を希望する場合について

- ・ 次のいずれかに該当する方は二宮町内の保育所等への利用申込が可能です。
①二宮町内に転入予定 ②保護者のいずれかが二宮町に在勤 ③二宮町で里帰り出産する
※そのほか、二宮町内の保育所等の入所を希望される場合はお問い合わせください。
- ・ 【申込場所】 申請時点でお住まいの保育所等入所申込窓口
- ・ 【申込期間】 2ページ目参照
※締切日までに二宮町こども支援課こども支援班まで到着するようご提出ください。
- ・ 【提出書類】 お住まいの市区町村で使用する提出書類一式
※転入予定の方は、可能な限り二宮町の使用書類一式をご利用ください。
転入に関する申立書及び二宮町へ転入することが分かる書類（賃貸借契約書等）
※転入予定の方のみ

保育料

世帯の市町村民税課税額に応じて階層を決定し、町で定める保育料を毎月納入していただきます。

【保育料算定等について】

◇階層・保育料は、お子様と同一世帯に属して、生計を同一にしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）すべての方の合算で決まります。

※詳細は次ページ《保育料徴収基準額表》をご確認ください。

◇公立保育所と民間保育所で、保育料の違いはありません。

◇幼稚園や保育所、認定こども園等をきょうだいで利用する場合は保育料の軽減措置があります。就学前のきょうだいが幼稚園等（保育所等以外）へ入園している場合は、『在園証明書』を提出してください。

◇保育料算定にあたり、市町村民税額の把握が必須となります。未申告又は税情報が確認できない場合については、保育料が高額となる場合がありますので必ず申告してください。

◇保育料の切り替えは9月にありますのでご承知おきください。

4月	～	8月	9月	～	3月
前年度の市町村民税に基づく保育料 (2023 年中の所得に対する課税額)			当年度の市町村民税に基づく保育料 (2024 年中の所得に対する課税額)		

保育料の案内は
4月と9月に届きます。



【保育料の納付について】

◇保育料は町が徴収します。納期限までに必ず納付してください。

※納付が便利な口座振替をお勧めします。（入所決定後に別途ご案内します。）

※認定こども園・地域型保育の保育料は、ご利用の施設にお支払いください。

◇保育所等を休まれても、毎月の保育料はお支払いいただきます。

◇保育料を滞納した場合は、差し押さえ等の滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

【保育料無償化について】

◇2019年10月1日から、3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するお子さんの利用者負担額（保育料）は無償となりました。ただし、保育料以外の施設（保育所等）で徴収する費用（給食費、課外活動費、制服等）については、無償化の対象外となります。

◇保育所等の利用料については、利用（入所）している年度の4月1日時点の年齢で決定します。そのため、年度の途中で誕生日を迎えても無償化の対象となりませんのでご注意ください。

《食材料費（給食費）の取り扱いについて》

給食費は、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、実費負担となります。

ただし、年収約360万円未満相当世帯の子ども及び、保育園等に同時にきょうだいが3人以上在園している世帯の（保育所等に在園している最年長の児童から数えて）3人目以降の子どもについては、副食費（おかず、おやつ等）が免除されます。

保育料徴収基準額表（保育認定）

階層 区分	定 義	月額保育料（円）			
		3歳以上の教育・保育 給付認定子ども		3歳未満の教育・保育 給付認定子ども	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護者（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者世帯	0	0	0	0
B	A階層を除き市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	A階層を除き市町村民税課税世帯	0	0	11,000	10,800
C2		0	0	18,000	17,700
C3		0	0	20,000	19,700
C4		0	0	29,000	28,500
C5		0	0	38,000	37,400
C6		0	0	47,000	46,200
C7		0	0	54,000	53,100
C8		0	0	67,000	65,900

※市町村民税所得割課税額は、税額控除適用前の額から調整控除を除いて算出します。調整控除以外の税額控除は適用しません。ただし、令和6年度市町村民税所得割課税額に限り、定額減税額も控除されます。

※この表における保育標準時間及び保育短時間は、支給認定証における「保育必要量」となります。

※3歳未満の教育・保育給付認定子どもであって、《ひとり親世帯》および《在宅障害児（者）のいる世帯》に該当する場合、この表の規定にかかわらず、児童の属する世帯の階層がC1からC2階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）の世帯の月額保育料は3,600円となります。また、教育・保育給付認定子どもの保護者と生計を一にする2人以上の子ども等がいる場合は、最年長の子ども等から順に2人目以降の子どもの月額保育料は0円となります。

※BからC8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所等を利用している場合は、最年長の子どもから順に2人目の子どもの月額保育料は半額となり、3人目以降の子どもは0円となります。

※C1からC2階層（市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。）の世帯であって、教育・保育給付認定子どもの保護者と生計を一にする2人以上の子ども等がいる場合は、最年長の子ども等から順に2人目の子どもの月額保育料は半額とし、3人目以降の子どもは0円となります。（小学生以降の子どもも含まれます。）

※その他、詳細はお問い合わせください。

入所後の届出について

以下のような場合は、必ず手続きが必要です。該当する場合には、速やかにこども支援課こども支援班へ届出してください。

（1）保育所等をやめるとき（退所するとき）

引越し（転出）、資格要件の喪失等により退所する場合は、必ず退所する月の15日までに退所届を提出してください。退所の届出が遅れると保育料をお支払いいただく場合があります。

（2）勤務先の変更があったとき

勤務する会社を変更することとなった場合は、新しく勤務する会社の『就労証明書』を提出してください。

（3）その他（保育所等を利用する理由や世帯員、家族構成等に変更があった場合 等）

各種変更に伴い教育・保育給付支給認定区分や保育料に変更が生じる場合がありますので、必ず変更届を提出してください。（届出の翌月から内容が反映されます。）

町内保育所等一覧(2025年4月1日現在)

区分	No	施設(保育所等)名	所在地 電話番号	定員	開所時間	保育年齢
私立 保育所	1	二宮保育園	二宮 1049-6 TEL:0463-72-2350	90 人	標準時間 7:15~18:15 短時間 8:30~16:30 延長保育 ~19:00 土曜日 7:15~16:00	産休明けから
	2	梅花保育園	二宮 1341 TEL:0463-73-1312	90 人	標準時間 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 土曜日 7:30~15:00	9 か月から
	3	みちる愛児園	富士見が丘 2-19-8 TEL:0463-73-2969	60 人	標準時間 7:15~18:15 短時間 8:30~16:30 延長保育 ~19:00 土曜日 7:15~16:00	6 か月から
	4	みちる愛児園 中里ナーサリー (本園)	中里 737-1 TEL:0463-71-5328	60 人	標準時間 7:15~18:15 短時間 8:30~16:30 延長保育 ~19:00 土曜日 7:15~16:00	6 か月から
	5	みちる愛児園 駅前ナーサリー (分園)	二宮 823-8 TEL:0463-73-3331	20 人	標準時間 7:15~18:15 短時間 8:30~16:30 延長保育 ~19:00 土曜日 7:15~16:00	6 か月から <u>3歳未満まで</u>
公立 保育所	6	百合が丘保育園	百合が丘 3-63 TEL:0463-71-9657	90 人	標準時間 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 延長保育 ~20:00 土曜日 7:30~16:00	産休明けから
私立認定 こども園	7	二宮 めぐみ幼稚園	二宮 92 TEL:0463-71-0570	27 人 (保育認定 の定員)	標準時間 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 土曜日 7:30~16:00	3 歳から

※保育時間の設定範囲外で保育所等をご利用する際には、延長保育料がかかります。

※《みちる愛児園駅前ナーサリー》に入所された方は、満3歳になった年度の3月に卒園した場合、4月からは《みちる愛児園中里ナーサリー》へ入所します。

【お問い合わせ先】

〒259-0196 中郡二宮町二宮 961 番地

二宮町 こども・健康部 こども支援課 こども支援班

TEL:0463-71-5862 FAX:0463-73-0134

